

## 公共交通事業者に対する支援について

## 1 支援目的

原油価格の高騰により直接的な影響を受けている公共交通事業者の事業継続を支援するため、令和3年10月から令和4年3月までの6か月間の原油価格高騰分から算出した三原市公共交通事業者支援給付金を令和4年12月に支給した。令和4年4月から令和4年9月までの6か月間も依然として厳しい状況が続いていることから、市民の日常生活に欠かすことのできない公共交通の事業継続を支援するため、同額の給付金を支給する。

## 2 支援概要

## (1) 対象者

- ア 市域内を運行するバス路線を有する路線バス事業者
- イ 市域内の港を発着する航路を運航する航路事業者（三原大久野島航路を除く）
- ウ 市内に営業所を有するタクシー事業者

## (2) 給付額等

種別	対象者数	給付額	給付予定額
路線バス事業者	4事業者	5円×対象実車走行キロ（令和3年度の実車走行キロのうち、市域内の運行に係るものの6か月分） 【1事業者当たり17,100円～428,400円】	3,090,600円
航路事業者	4事業者	1航路当たり100万円×寄港割合 【1事業者当たり226,415円～1,052,325円】	2,090,243円
タクシー事業者	19事業者	市内の営業所に登録配置をする車両数×12,000円 【1事業者当たり12,000円～288,000円】	1,356,000円
合計	27事業者		6,536,843円